

栗山中央病院 医療安全管理指針

1. 基本的な考え方

安全、安心、信頼される優しい病院として、すべての職員がつねに努力し病院全体の組織的な医療安全対策を推進することで、患者が安全な医療を受けられる環境を整備することをめざします。

2. 組織

医療安全推進のために、医療安全管理委員会および医療安全管理室を設置し、医療安全管理における重要事項を審議決定します。また、医薬品安全管理部会・医療機器安全管理部会・放射線安全管理部会・手術室安全運営部会・ハラスメント審議部会・IC 部会を配置し、各課題に向けたワーキンググループを適宜発足させます。リスクマネージャーが中心となり各部門と連携して医療安全活動を実践します。

3. 職員に対する研修

医療安全に関する知識の習得・向上、安全文化の醸成のため、さらに医療の質の向上を図るため、全職員を対象として医療安全管理に関する研修を年2回以上行います。

4. 医療安全の確保を目的とした対策

各部署から報告された事例を医療安全管理委員会が収集、要因を分析し、対策を立案します。その結果を全職員に周知することにより再発防止に努めます。さらに対策の検証評価を行います。当院では「身体拘束最小化計画」「接遇向上計画」を実施しています。

5. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、最善の医療処置を行うことはもとより、医療安全管理委員会で事実関係を調査分析し、病院として患者・家族への説明や当事者を含めた対応をおこないます。対応に当たり、患者のプライバシー保護に十分に配慮します。

6. 職員と患者との情報共有

医療安全管理に対する患者の理解と協力を得るため、この指針を院内掲示し、求めがあった場合には閲覧していただきます。

7. 患者からの相談への対応

病状や治療方針等に関する患者からの相談は、患者相談窓口から必要に応じて医療スタッフも交えて適切に対応します。また相談により患者や家族等が不利益を受けることはありません。

8. その他医療安全の推進

医療安全の推進のため、「医療安全管理指針」を整備して全職員に周知徹底を図ります。またこの指針の見直しを随時行います。

令和 7 年 4 月 1 日
栗山中央病院 病院長